|  |  |
| --- | --- |
| 改　　正　　案意思疎通支援部会要綱　新旧対照表事業実施要綱　改正案（新旧対照表） | 現　　　　行 |
| 第一条　―　第五条　略（ワーキンググループ）第六条　部会に、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。２　ワーキンググループに属する委員等は、部会長が指名する。３　前条の規定は、ワーキンググループの会議について準用する。４　前条の規定にかかわらず、部会は、ワーキンググループの決議をもって部会の決議とすることができる。第七条　―　第十二条　略 | 第一条　―　第五条　略第六条　―　第十一条　略 |

**資料４**